平成２２年（フ）第２５号
宮崎市清武町加納甲2380番地
破産者　小八重正明
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４５号
宮崎市下北方町平田903番地17　ダイアパレス神宮の杜２号館903号
破産者　藤原さと子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８８号
宮崎市佐土原町下那珂1924番地１
破産者　桑水流　優
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４８９号
群馬県伊勢崎市大手町３番１号Ｉタワー花の森住宅5051、破産手続開始決定時の住所群馬県伊勢崎市八寸町5160番地１
破産者　塩島　守雄
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７１２号
群馬県伊勢崎市日乃出町1038番地55
破産者　高橋　一夫
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４０号
静岡県島田市金谷河原2073番地の１、旧住所静岡県島田市金谷泉町1817番地の４
破産者　鈴木恵一朗
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３４号
静岡市清水区草薙杉道１丁目10番11号　荒木ハイツ102号
破産者　齋藤　正文
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２２号
静岡市駿河区小鹿２丁目38番12号　コーポ山下102号
破産者　岩重　一明
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９２号
奈良県橿原市東坊城町225―５　中田ハイツ103号、開始決定時の住所奈良県橿原市川西町1188番地の２
破産者　梅本　勝彦
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷912番地
破産者　川本　一美
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
福井県越前市四郎丸町第46号２番地の10
破産者　谷口　　司
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６２号
名古屋市中川区柳森町2118番地　メゾン柳森405号
破産者　佐藤　孝広
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９０１号
名古屋市守山区小幡常燈11番４号　サンパレス小幡303号
破産者　伊藤　利治
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１２号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地２　120号棟202号室
破産者　髙木　康洋
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９０号
愛知県春日井市気噴町北２丁目70番地
破産者　櫻庭　美雪
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７１２号
京都市北区鷹峯木ノ畑町68―４―312、開始決定時の住民票上の住所京都市北区紫野上築山町43番地６
破産者　明星美津代
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７４号
京都市伏見区深草新門丈町17番地１　ファミールハイツ京都伏見ステージⅠ　608号室
破産者　瀧本　洋志
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係